

○電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン 新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="181 676 1088 815">電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン イン (<u>第3版</u>)</p> <p data-bbox="398 1198 875 1278">平成 ● 年 ● 月 ● 日 総 務 省</p>	<p data-bbox="1144 676 2051 815">電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン イン (<u>第2版</u>)</p> <p data-bbox="1361 1198 1839 1278">平成 27 年 8 月 26 日 総 務 省</p>

改訂履歴

版数	策定日	改訂履歴
初 版	平成 22 年 9 月 29 日	情報通信審議会一部答申を受けた初版の策定。
第 2 版	平成 27 年 8 月 26 日	事故報告制度の見直し（平成 27 年総務省令第 29 号及び第 30 号による重大な事故の報告基準・様式及び四半期報告様式の改正等）を受けた改訂。
<u>第 3 版</u>	<u>平成 31 年 4 月 1 日</u> <u>（予定）</u>	<u>事故報告制度の見直し（平成●年総務省令第●号による重大な事故の報告基準及び四半期報告様式の改正等）を受けた改訂。</u>

改訂履歴

版数	策定日	改訂履歴
初 版	平成 22 年 9 月 29 日	情報通信審議会一部答申を受けた初版の策定。
第 2 版	平成 27 年 8 月 26 日	事故報告制度の見直し（平成 27 年総務省令第 29 号及び第 30 号による重大な事故の報告基準・様式及び四半期報告様式の改正等）を受けた改訂。

目次

I	本ガイドラインの目的	3
II	対象範囲	3
III	関係法令	3
IV	事故の該当性の判断基準	3
1	重大な事故	5
2	四半期ごとの報告を要する事故	13
3	報告不要な軽微な事故	17
V	ガイドラインの見直し	18

目次

I	本ガイドラインの目的	3
II	対象範囲	3
III	関係法令	3
IV	事故の該当性の判断基準	3
1	重大な事故	5
2	四半期ごとの報告を要する事故	13
3	報告不要な軽微な事故	17
V	ガイドラインの見直し	18

I 本ガイドラインの目的

ネットワークの IP 化の進展に伴い、電気通信事故の件数は増加傾向にあり、特に、インターネット接続サービスや電子メールサービスに関連する事故の発生件数が急増している。

こうした動向を踏まえ、平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について、情報通信審議会（会長：大歳 卓麻 日本アイ・ビー・エム株式会社会長）において電気通信事故等に関する課題を審議し、総務省は、同審議会から「ネットワークの IP 化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」（平成 19 年 5 月 24 日）及び「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」（平成 21 年 7 月 28 日）の一部答申（以下「一部答申」という。）を受けた。

一部答申を受け、総務省は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）をはじめ、その関係省令等の規定に基づき総務大臣へ報告を要する事故の範囲の目安を定め、報告を行う電気通信事業者（以下「事業者」という。）が、関係法令を遵守するための指針となるよう「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を策定した。

その後、ネットワークの IP 化・ブロードバンド化等の更なる進展及びこれによる電気通信事業者の増加や提供サービスの多様化・複雑化に伴い、電気通信事故の要因も多様化・複雑化してきていることを踏まえ、平成 27 年 8 月に本ガイドラインについて見直しを行った。

さらに、近年の IoT サービスの普及に伴い、それを支える通信ネットワークについて高機能化、設備構成の複雑化や利用形態の多様

I 本ガイドラインの目的

ネットワークの IP 化の進展に伴い、電気通信事故の件数は増加傾向にあり、特に、インターネット接続サービスや電子メールサービスに関連する事故の発生件数が急増している。

こうした動向を踏まえ、平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について、情報通信審議会（会長：大歳 卓麻 日本アイ・ビー・エム株式会社会長）において電気通信事故等に関する課題を審議し、総務省は、同審議会から「ネットワークの IP 化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」（平成 19 年 5 月 24 日）及び「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」（平成 21 年 7 月 28 日）の一部答申（以下「一部答申」という。）を受けた。

一部答申を受け、総務省は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）をはじめ、その関係省令等の規定に基づき総務大臣へ報告を要する事故の範囲の目安を定め、報告を行う電気通信事業者（以下「事業者」という。）が、関係法令を遵守するための指針となるよう「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を策定した。

近年、ネットワークの IP 化・ブロードバンド化等の更なる進展及びこれによる電気通信事業者の増加や提供サービスの多様化・複雑化に伴い、電気通信事故の要因も多様化・複雑化してきていることを踏まえ、本ガイドラインについて見直しを行った。

化が急速に進展しており、主に LPWA サービスに係る電気通信事故の発生が想定されることから、本ガイドラインについて見直しを行った。

総務省では、事業者の報告をもとに電気通信事事故事例の分析・評価をより効果的に行い、電気通信役務（以下「役務」という。）の提供における安全・信頼性の一層の向上に努めていく。

II 対象範囲

本ガイドラインの対象は、事業者において発生した事故とする。事業者とは、**法第 9 条の規定による登録を受けた者及び法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者**をいう。なお、事業者に該当するか否かの判断に当たっては、総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル[追補版] ～届出等の要否に関する考え方及び事例～」を参照されたい。

III 関係法令

本ガイドラインに関係する法令は、以下のとおり。

- ・ 電気通信事業法
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）
- ・ 平成 16 年総務省告示第 248 号（総務大臣が役務の提供の停止

総務省では、事業者の報告をもとに電気通信事事故事例の分析・評価をより効果的に行い、電気通信役務（以下「役務」という。）の提供における安全・信頼性の一層の向上に努めていく。

II 対象範囲

本ガイドラインの対象は、事業者において発生した事故とする。事業者とは、**法第 9 条の規定による登録を受けた者及び法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者**をいう。なお、事業者に該当するか否かの判断に当たっては、総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル[追補版] ～届出等の要否に関する考え方及び事例～」を参照されたい。

III 関係法令

本ガイドラインに関係する法令は、以下のとおり。

- ・ 電気通信事業法
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）
- ・ 平成 16 年総務省告示第 248 号（総務大臣が役務の提供の停止

を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件)

- 平成 22 年総務省告示第 136 号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）

IV 事故の該当性の判断基準

事業者が、法をはじめ、その関係省令等の規定に基づき、総務大臣への報告を義務づけられている事故は、以下のとおり。

- ① 重大な事故
- ② 四半期ごとの報告を要する事故（報告不要な軽微な事故を除く。）

上述のいずれにも当てはまらない事故の報告は任意であるが、社会的な影響等に鑑みて、可能な限り情報提供することが望ましい。

報告対象の事故に当たるかどうかについては、関係法令及び本ガイドラインにより事業者が個別に判断し、判断できない場合は総務省に連絡する。

なお、同一の原因により、一定の時間内に複数の事故が発生した場合には、これらを一件の事故として取り扱う。

を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件)

- 平成 22 年総務省告示第 136 号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）

IV 事故の該当性の判断基準

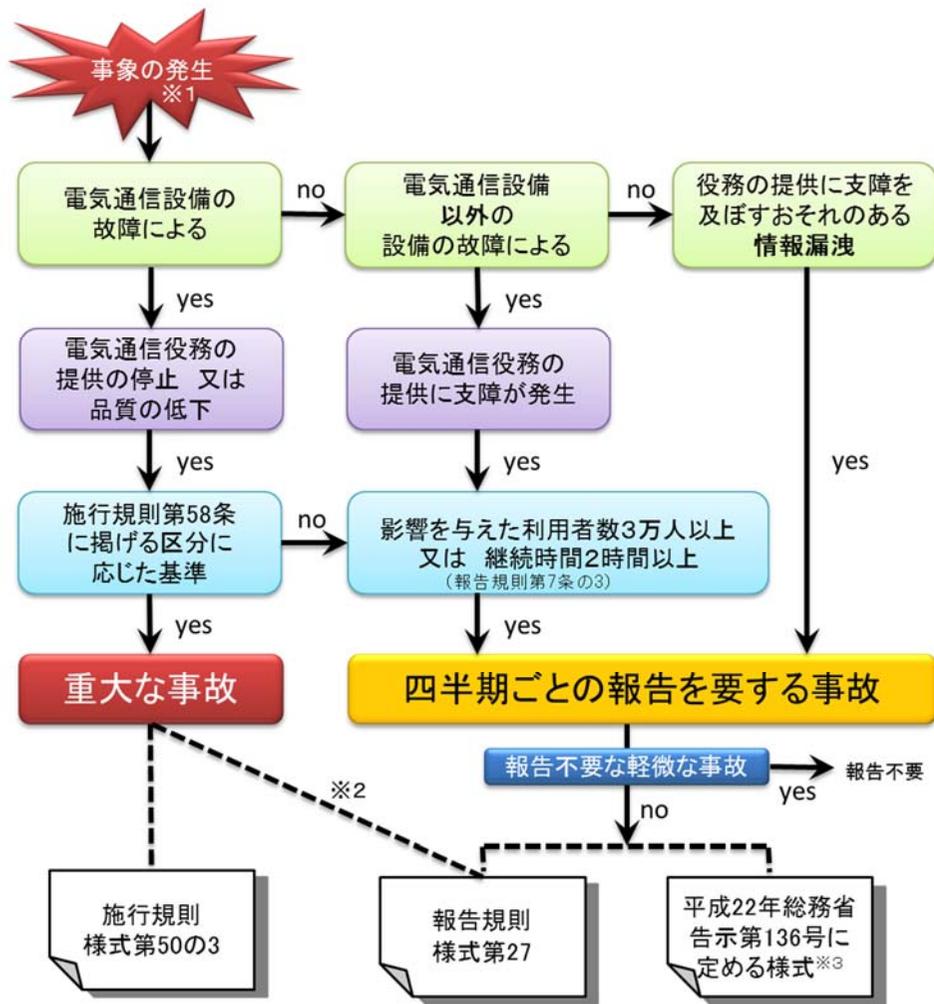
事業者が、法をはじめ、その関係省令等の規定に基づき、総務大臣への報告を義務づけられている事故は、以下のとおり。

- ① 重大な事故
- ② 四半期ごとの報告を要する事故（報告不要な軽微な事故を除く。）

上述のいずれにも当てはまらない事故の報告は任意であるが、社会的な影響等に鑑みて、可能な限り情報提供することが望ましい。

報告対象の事故に当たるかどうかについては、関係法令及び本ガイドラインにより事業者が個別に判断し、判断できない場合は総務省に連絡する。

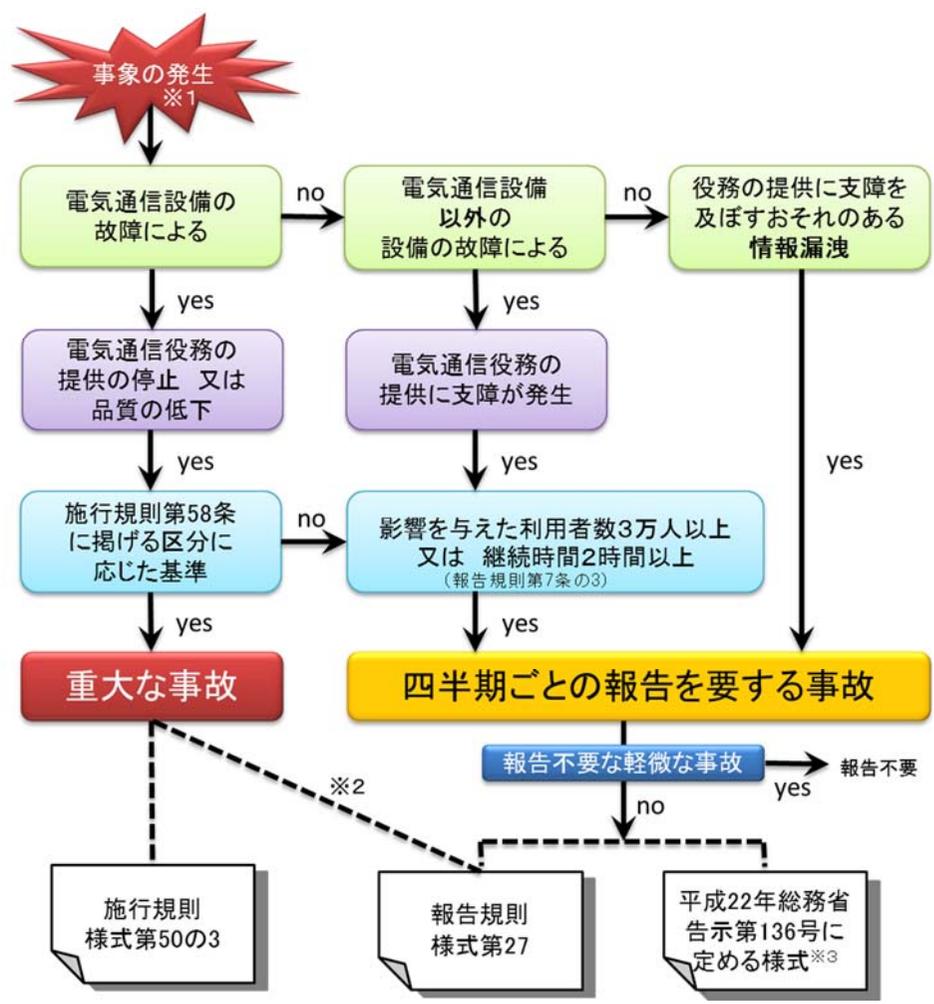
なお、同一の原因により、一定の時間内に複数の事故が発生した場合には、これらを一件の事故として取り扱う。



※1 事故報告は、自社設備及び自己要因の場合のほか、他社設備の借入れ及び他者要因の場合であっても、必要になることがある。
 (詳細は 1.1(5)及び(6)のなお書きを参照のこと。)

※2 重大な事故については、施行規則様式第50の3だけでなく、報告規則様式第27においても報告すること。

※3 以下のいずれかの設備の故障による事故の場合は、「平成22年総務省告示第136号に定める様式」により報告できる。



※1 事故報告は、自社設備及び自己要因の場合のほか、他社設備の借入れ及び他者要因の場合であっても、必要になることがある。
 (詳細は 1.1(5)及び(6)のなお書きを参照のこと。)

※2 重大な事故については、施行規則様式第50の3だけでなく、報告規則様式第27においても報告すること。

※3 以下のいずれかの設備の故障による事故の場合は、「平成22年総務省告示第136号に定める様式」により報告できる。

- ・ 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備
- ・ 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置
- ・ デジタル加入者回線アクセス多重化装置

図1 事象発生時の事故への該当性に関する判断について

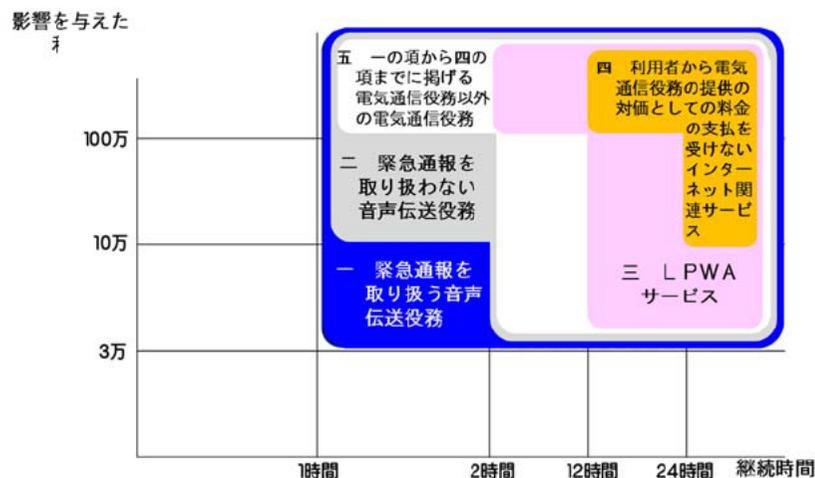


図2 施行規則第58条第1項の表の上段に掲げる電気通信役務の区分に応じた基準

1 重大な事故

1.1 重大な事故に関する法令等

○ 法

(業務の停止等の報告)

第28条 電気通信事業者は、第8条第2項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重

- ・ 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備
- ・ 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置
- ・ デジタル加入者回線アクセス多重化装置

図1 事象発生時の事故への該当性に関する判断について



図2 施行規則第58条第1項の表の上段に掲げる電気通信役務の区分に応じた基準

1 重大な事故

1.1 重大な事故に関する法令等

○ 法

(業務の停止等の報告)

第28条 電気通信事業者は、第8条第2項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重

大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

○ 施行規則

(報告を要する重大な事故)

第 58 条 法第 28 条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	1 時間	3 万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	2 時間	3 万
	1 時間	10 万

大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

○ 施行規則

(報告を要する重大な事故)

第 58 条 法第 28 条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	1 時間	3 万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	2 時間	3 万
	1 時間	10 万

<u>三</u> 電気通信事業報告規則第一 条第二項第十七号に規定する LPWAサービス	<u>12時間</u>	<u>3万</u>
	<u>2時間</u>	<u>100万</u>
<u>四</u> 利用者から電気通信役務の 提供の対価としての料金の支 払いを受けないインターネッ ト関連サービス (<u>一の項から 三の項までに掲げる電気通信 役務</u> を除く。)	24時間	10万
	12時間	100万
<u>五</u> 一の項から <u>四</u> の項までに掲 げる電気通信役務以外の電気 通信役務	2時間	3万
	1時間	100万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能となる事故

- 平成16年総務省告示第248号（総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件）

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第58条第1号イの規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を次のように定める。

<u>三</u> 利用者から電気通信役務の 提供の対価としての料金の支 払いを受けないインターネッ ト関連サービス (<u>音声伝送役務 を除く。)</u>	24時間	10万
	12時間	100万
<u>四</u> 一の項から <u>三</u> の項までに掲 げる電気通信役務以外の電気 通信役務	2時間	3万
	1時間	100万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能となる事故

- 平成16年総務省告示第248号（総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件）

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第58条第1号イの規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を次のように定める。

- 一 電気通信役務の提供の停止に係る電気通信設備の伝送速度の総和が 200 万キロビット毎秒を超えるもの
- 二 携帯電話の役務、PHS の役務又は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務の提供の停止にあつては、次に該当するもの
 - イ 当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局について、その停止の時間帯に当該基地局の電気通信役務の提供区域に存した利用者の数(その把握が困難であると認められる場合は、原則としてその停止の 1 週間前までのいずれかの日の同時時間帯に当該区域に存した利用者の数)が 3 万以上のもの
 - ロ イによることが困難であると認める場合は、当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局の数を当該電気通信役務の提供に用いられるすべての基地局の数で除し、当該電気通信役務の提供を受けるすべての利用者の数を乗じた数が 3 万以上のもの

【解説】

以下のいずれかに該当する場合には、重大な事故となる。事業者は、重大な事故発生後、第一報として発生日時、発生場所、影響を与えた電気通信役務の内容、影響を与えた範囲、影響を与えた利用者数(以下「影響利用者数」という。)、発生原因、措置模様、利用

- 一 電気通信役務の提供の停止に係る電気通信設備の伝送速度の総和が 200 万キロビット毎秒を超えるもの
- 二 携帯電話の役務、PHS の役務又は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務の提供の停止にあつては、次に該当するもの
 - イ 当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局について、その停止の時間帯に当該基地局の電気通信役務の提供区域に存した利用者の数(その把握が困難であると認められる場合は、原則としてその停止の 1 週間前までのいずれかの日の同時時間帯に当該区域に存した利用者の数)が 3 万以上のもの
 - ロ イによることが困難であると認める場合は、当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局の数を当該電気通信役務の提供に用いられるすべての基地局の数で除し、当該電気通信役務の提供を受けるすべての利用者の数を乗じた数が 3 万以上のもの

【解説】

以下のいずれかに該当する場合には、重大な事故となる。事業者は、重大な事故発生後、第一報として発生日時、発生場所、影響を与えた電気通信役務の内容、影響を与えた範囲、影響を与えた利用者数(以下「影響利用者数」という。)、発生原因、措置模様、利用

者からの申告状況その他参考となる事項を速やかに*総務省へ報告し、事故発生日から 30 日以内に「[様式第 50 の 3](#)」により総務省に報告しなければならない。

※ 事故発生直後で影響利用者数、継続時間が不明であるが、重大な事故となるおそれがある場合にも、速やかに報告すること。

なお、報告先は、以下（表 3）のとおり。

表 3 重大な事故の報告先

	事業者の主な業務区域が、一の総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域を <u>超える</u> 場合		事業者の主な業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域を <u>超えない</u> 場合	
	第一報	様式第 50 の 3	第一報	様式第 50 の 3
登録事業者	本省	本省	総合通信局等	総合通信局等
届出事業者	総合通信局等	本省	総合通信局等	総合通信局等

● (1)電気通信設備の故障により、(2)電気通信役務の全部又は一部（(3)付加的な機能の提供に係るものを除く。）の(4)提供を停止又は品質を低下させた事故で、(5)影響利用者数及び(6)継続時間が(7)施行規則第 58 条第 1 号の表の上段に掲げる電気通信役務

者からの申告状況その他参考となる事項を速やかに*総務省へ報告し、事故発生日から 30 日以内に「[様式第 50 の 3](#)」により総務省に報告しなければならない。

※ 事故発生直後で影響利用者数、継続時間が不明であるが、重大な事故となるおそれがある場合にも、速やかに報告すること。

なお、報告先は、以下（表 3）のとおり。

表 3 重大な事故の報告先

	事業者の主な業務区域が、一の総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域を <u>超える</u> 場合		事業者の主な業務区域が、一の総合通信局等の管轄区域を <u>超えない</u> 場合	
	第一報	様式第 50 の 3	第一報	様式第 50 の 3
登録事業者	本省	本省	総合通信局等	総合通信局等
届出事業者	総合通信局等	本省	総合通信局等	総合通信局等

● (1)電気通信設備の故障により、(2)電気通信役務の全部又は一部（(3)付加的な機能の提供に係るものを除く。）の(4)提供を停止又は品質を低下させた事故で、(5)影響利用者数及び(6)継続時間が(7)施行規則第 58 条第 1 号の表の上段に掲げる電気通信役務

の区分に応じた基準を満たす事故

- (8)重要な電気通信設備（衛星、海底ケーブルその他これに準ずるもの）の故障により、当該電気通信設備を利用する(9)全ての通信の疎通が2時間以上不能となる事故（施行規則第58条第2号）

(1) 電気通信設備の故障

① 「電気通信設備」とは、「電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備」（法第2条第2号）であり、本ガイドラインにおいては、事業者が保有するものに限ることとする。このため、利用者端末設備の故障による停止等については報告の対象外となる。

② 「故障」^{※1}には、狭義の設備のハードウェア故障や自然災害（地震、火災等）による設備破損による故障だけでなく、事業者の意図しないソフトウェア不具合（一般的なソフトウェアバグなどを指す。）、人為的な作業ミス、通信路の経路設定誤り又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃^{※2}等の電気通信設備の機能に対する障害に起因する故障も含まれる。

※1 故障とは物事の正常な運びを妨げるさしさわりの一部に異常があって働きが損なわれること。【岩波国語辞典第六版より】

※2 DDoS 攻撃、DoS 攻撃、ランサムウェア等のマルウェアをネットワークを通じて受信者の行為を介在せずに感染させる攻撃、経路ハイジャック攻撃等を含む。

③ 他方、事業者の管理下で行われる、予め計画された設備改

の区分に応じた基準を満たす事故

- (8)重要な電気通信設備（衛星、海底ケーブルその他これに準ずるもの）の故障により、当該電気通信設備を利用する(9)全ての通信の疎通が2時間以上不能となる事故（施行規則第58条第2号）

(1) 電気通信設備の故障

① 「電気通信設備」とは、「電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備」（法第2条第2号）であり、本ガイドラインにおいては、事業者が保有するものに限ることとする。このため、利用者端末設備の故障による停止等については報告の対象外となる。

② 「故障」には、狭義の設備のハードウェア故障だけでなく、事業者の意図しないソフトウェアバグや、自然災害（地震、火災等）による設備破損、人為的な作業ミスによる障害、及び通信路の経路設定誤り等も含む広義の故障も含まれる。

③ 他方、事業者の管理下で行われる、予め計画された設備改

修（メンテナンス）のための一時的な役務の停止や、地震等の災害や予め計画されたイベント等の際の輻輳状態を軽減するための発信規制等は、電気通信設備や役務の維持のために必要な措置であることから、「故障」には含まれない。

(2) 電気通信役務

「電気通信役務」とは、法第9条の規定により電気通信事業の登録を受けた事業者については施行規則第4条第3項第2号に定める様式第4（提供する電気通信役務）、法第16条の規定により電気通信事業の届出をした事業者については施行規則第9条第1項第2号に定める様式第4号（提供する電気通信役務）に掲げるもののいずれかをいう。

「全部又は一部」の考え方については、「(4)提供を停止又は品質を低下」のとおり。

なお、役務に該当するか否かの判断に当たっては、法第164条（適用除外等）及び総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕～届出等の要否に関する考え方及び事例～」を参照されたい。

【役務以外の例】

- ・ テレビジョン放送
- ・ 企業内におけるLAN、内線電話

(3) 付加的な機能の提供に係るもの

役務の付加的な機能として提供されているサービスの提供停止等は、報告の対象外となる。

修（メンテナンス）のための一時的な役務の停止や、地震等の災害や予め計画されたイベント等の際の輻輳状態を軽減するための発信規制等は、電気通信設備や役務の維持のために必要な措置であることから、「故障」には含まれない。

(2) 電気通信役務

「電気通信役務」とは、法第9条の規定により電気通信事業の登録を受けた事業者については施行規則第4条第3項第2号に定める様式第4（提供する電気通信役務）、法第16条の規定により電気通信事業の届出をした事業者については施行規則第9条第1項第2号に定める様式第4号（提供する電気通信役務）に掲げるもののいずれかをいう。

「全部又は一部」の考え方については、「(4)提供を停止又は品質を低下」のとおり。

なお、役務に該当するか否かの判断に当たっては、法第164条（適用除外等）及び総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕～届出等の要否に関する考え方及び事例～」を参照されたい。

【役務以外の例】

- ・ テレビジョン放送
- ・ 企業内におけるLAN、内線電話

(3) 付加的な機能の提供に係るもの

役務の付加的な機能として提供されているサービスの提供停止等は、報告の対象外となる。

【付加的な機能の例】

- ・ 料金関連サービス
割引サービス、着信課金サービス、料金通知サービス
- ・ 各種機能サービス
キャッチホン、伝言サービス、アクセス制限、ウィルスチェック
- ・ ソリューション関連サービス
ヘルプデスク、Web サイトのホスティング

(4) 提供を停止又は品質を低下

「役務の提供の停止」には、役務が完全に停止した場合以外にも、例えば送信又は受信のうちいずれかが停止した場合も含まれる。「品質の低下」とは、**事業者の電気通信設備の故障により、利用者にとって役務が利用できないことと同等の事態が生じている場合**をいう。

なお、個別の役務における判断基準は以下のとおりである。

① 音声伝送役務

アナログ電話、ISDN、携帯電話・PHS については、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）で定められている通話品質及び接続品質を、0AB～J-IP 電話については、同規則の総合品質、ネットワーク品質及び安定品質を満たしていることを前提として、次のいずれかに該当する状態を「品質の低下」とする。

【付加的な機能の例】

- ・ 料金関連サービス
割引サービス、着信課金サービス、料金通知サービス
- ・ 各種機能サービス
キャッチホン、伝言サービス、アクセス制限、ウィルスチェック
- ・ ソリューション関連サービス
ヘルプデスク、Web サイトのホスティング

(4) 提供を停止又は品質を低下

「役務の提供の停止」には、役務が完全に停止した場合以外にも、例えば送信又は受信のうちいずれかが停止した場合も含まれる。「品質の低下」とは、**事業者の電気通信設備の故障により、利用者にとって役務が利用できないことと同等の事態が生じている場合**をいう。

なお、個別の役務における判断基準は以下のとおりである。

① 音声伝送役務

アナログ電話、ISDN、携帯電話・PHS については、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）で定められている通話品質及び接続品質を、0AB～J-IP 電話については、同規則の総合品質、ネットワーク品質及び安定品質を満たしていることを前提として、次のいずれかに該当する状態を「品質の低下」とする。

- ・ 通常受忍すべきと考えられる品質のレベルを下回っている状態（呼損率が、大規模災害時等における最大通信規制値と同等レベル以上であり、概ね 80%を超える状態）
- ・ 雑音レベルの大きい状態や、通話が途中で中断するような場合等、実質的に通話が困難な状態

なお、無音通話状態・片通話状態については、そもそも呼が成立していないため、「役務の提供の停止」に該当する。

② データ伝送役務（ベストエフォートサービス）

利用者の端末機器等と事業者側の集線装置等との間でのリンク又はセッションが確立できない状態は、「役務の提供の停止」とする。

③ 電子メールサービス

事業者の自網内（他の事業者又は利用者との分界点（相互接続点）から、当該事業者が管理する電気通信設備を経由し、他の事業者又は利用者との分界点（相互接続点）に至るまでの間をいう。）の設備の故障により、自網内におけるメール遅延（滞留）時間が概ね 1 日を超える状態を「品質の低下」とする。

なお、電子メールサービスの利用不能*及び電子メールの消失については、「役務の提供の停止」に該当する。

ただし、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）第 11 条の規定により、電子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務の提供を拒むことについて正当な理由があると認め

- ・ 通常受忍すべきと考えられる品質のレベルを下回っている状態（呼損率が、大規模災害時等における最大通信規制値と同等レベル以上であり、概ね 80%を超える状態）
- ・ 雑音レベルの大きい状態や、通話が途中で中断するような場合等、実質的に通話が困難な状態

なお、無音通話状態・片通話状態については、そもそも呼が成立していないため、「役務の提供の停止」に該当する。

② データ伝送役務（ベストエフォートサービス）

利用者の端末機器等と事業者側の集線装置等との間でのリンク又はセッションが確立できない状態は、「役務の提供の停止」とする。

③ 電子メールサービス

事業者の自網内（他の事業者又は利用者との分界点（相互接続点）から、当該事業者が管理する電気通信設備を経由し、他の事業者又は利用者との分界点（相互接続点）に至るまでの間をいう。）の設備の故障により、自網内におけるメール遅延（滞留）時間が概ね 1 日を超える状態を「品質の低下」とする。

なお、電子メールサービスの利用不能*及び電子メールの消失については、「役務の提供の停止」に該当する。

ただし、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）第 11 条の規定により、電子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務の提供を拒むことについて正当な理由があると認め

られる場合に、電子メール通信役務の円滑な提供への支障を防止するために必要な範囲内において、事業者が大量送信メールの削除等を行った結果により生じた「役務の提供の停止」については、いわゆる巻き添えにより通常の電子メールが消失する等送受信に支障を来した場合も含め、原則として「事故」には該当しない。なお、同法に基づくメールの削除であっても、本来は巻き添えにより通常の電子メールを削除することがあってはならない。

※ 電気通信設備の故障により、利用者が電子メールサーバへアクセス（POP、SMTP、HTTP等）することができない場合等

④ LPWA サービス

利用者の電気通信設備と事業者の端末系伝送路設備又は端末設備との間でリンク又はセッションが確立できない状態は、「役務の提供の停止」とする。なお、免許不要の周波数帯を用いる無線設備を使用することに起因する意図しない障害が発生しうることから、それにより、利用者の電気通信設備と端末系伝送路設備又は端末設備との間で通信の遅延や停止が発生した場合は、電気通信事故の対象としない。

(5) 影響利用者数

利用者数の算定については、以下のとおりとする。

- ① 現実に「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当した利用者のみを算定し、二重化、ルート分散等により「役

られる場合に、電子メール通信役務の円滑な提供への支障を防止するために必要な範囲内において、事業者が大量送信メールの削除等を行った結果により生じた「役務の提供の停止」については、いわゆる巻き添えにより通常の電子メールが消失する等送受信に支障を来した場合も含め、原則として「事故」には該当しない。なお、同法に基づくメールの削除であっても、本来は巻き添えにより通常の電子メールを削除することがあってはならない。

※ 電気通信設備の故障により、利用者が電子メールサーバへアクセス（POP、SMTP、HTTP等）することができない場合等

(5) 影響利用者数

利用者数の算定については、以下のとおりとする。

- ① 現実に「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当した利用者のみを算定し、二重化、ルート分散等により「役

務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当しなかった利用者は対象としない。

なお、緊急通報を扱う音声伝送役務は、故障中に使用しなかった者も含めた、故障した設備配下の全利用者の数を影響利用者数とする。

- ② 「役務の提供の停止」を受けた利用者の数の把握が困難であると総務大臣が認める場合には、以下の基準（平成 16 年総務省告示第 248 号）によるものとする。

ア 「役務の提供の停止」に係る電気通信設備の伝送速度（総和が 2Gbps^{*2}を超える状態であれば、影響利用者数が 3 万以上であるものとみなす。）

イ 携帯電話、PHS 等においては、停止基地局の提供区域にいる利用者の数

(ア) その把握が困難である場合は、原則として事故の 1 週間前までのいずれかの日の同時間帯に当該区域にいた利用者の数

(イ) (ア)による把握も困難である場合は、以下の算式により求めた利用者の数

$(\text{停止基地局数}) \div (\text{全基地局数}) \times (\text{全利用者数})$

③ LPWA サービスの契約は、主に相当数のセンサー端末等を接続するものであり、契約単位等で算定することとする。なお、契約数による算定に限定するものではない。

④ 中継系事業者^{*1}の電気通信設備の故障により加入者系事業者^{*2}の利用者に事故が生じた場合において、中継系事業者及び加入者系事業者の影響利用者数の算定方法は、以

務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当しなかった利用者は対象としない。

なお、緊急通報を扱う音声伝送役務は、故障中に使用しなかった者も含めた、故障した設備配下の全利用者の数を影響利用者数とする。

- ② 「役務の提供の停止」を受けた利用者の数の把握が困難であると総務大臣が認める場合には、以下の基準（平成 16 年総務省告示第 248 号）によるものとする。

ア 「役務の提供の停止」に係る電気通信設備の伝送速度（総和が 2Gbps^{*2}を超える状態であれば、影響利用者数が 3 万以上であるものとみなす。）

イ 携帯電話、PHS 等においては、停止基地局の提供区域にいる利用者の数

(ア) その把握が困難である場合は、原則として事故の 1 週間前までのいずれかの日の同時間帯に当該区域にいた利用者の数

(イ) (ア)による把握も困難である場合は、以下の算式により求めた利用者の数

$(\text{停止基地局数}) \div (\text{全基地局数}) \times (\text{全利用者数})$

③ 中継系事業者^{*1}の電気通信設備の故障により加入者系事業者^{*2}の利用者に事故が生じた場合において、中継系事業者及び加入者系事業者の影響利用者数の算定方法は、以

下のとおりとする。

ア 中継系事業者は、加入者系事業者ごとの影響利用者数を把握できる場合にはその数で影響利用者数を算定し、把握できない場合には加入者系事業者の数（1法人であれば1）をもって影響利用者数とする。

ただし、中継系事業者が影響利用者数を把握できない場合であっても、加入者系事業者において重大な事故に該当又はそのおそれがあり、総務省が加入者系事業者ごとの影響利用者数を把握できる場合には、中継系事業者はその数を用いて影響利用者数を算定する（図4参照）。

イ 加入者系事業者は、可能な限り自社の影響利用者数の算定に努めるものとする。

なお、中継系事業者において重大な事故に該当することとなった場合であっても、加入者系事業者の重大な事故の報告義務がなくなるわけではなく、加入者系事業者と中継系事業者それぞれにおいて、重大な事故報告を行うこととなる。

※1 加入者系事業者：利用者（エンドユーザ）に直接役務を提供する事業者

※2 中継系事業者：利用者（エンドユーザ）に直接役務を提供するのではなく、加入者系事業者へ相互接続や卸電気通信役務を提供することにより、役務を提供する事業者

下のとおりとする。

ア 中継系事業者は、加入者系事業者ごとの影響利用者数を把握できる場合にはその数で影響利用者数を算定し、把握できない場合には加入者系事業者の数（1法人であれば1）をもって影響利用者数とする。

ただし、中継系事業者が影響利用者数を把握できない場合であっても、加入者系事業者において重大な事故に該当又はそのおそれがあり、総務省が加入者系事業者ごとの影響利用者数を把握できる場合には、中継系事業者はその数を用いて影響利用者数を算定する（図4参照）。

イ 加入者系事業者は、可能な限り自社の影響利用者数の算定に努めるものとする。

なお、中継系事業者において重大な事故に該当することとなった場合であっても、加入者系事業者の重大な事故の報告義務がなくなるわけではなく、加入者系事業者と中継系事業者それぞれにおいて、重大な事故報告を行うこととなる。

※1 加入者系事業者：利用者（エンドユーザ）に直接役務を提供する事業者

※2 中継系事業者：利用者（エンドユーザ）に直接役務を提供するのではなく、加入者系事業者へ相互接続や卸電気通信役務を提供することにより、役務を提供する事業者

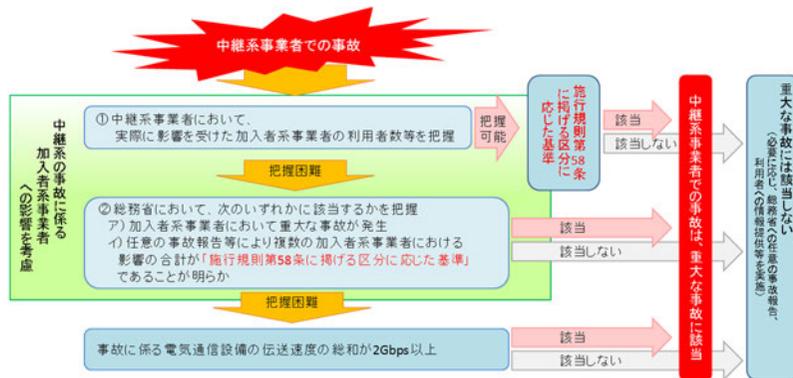


図4 中継系事業者の事故に係る事象発生時の事故への該当性に関する判断について

(6) 継続時間

「役務の提供の停止」又は「品質の低下」した時間の算定については、以下のとおりとする。

- ① 原則として連続した時間とする。
- ② 「役務の提供の停止」又は「品質の低下」の基準に達してから、当該基準を下回るまでの時間とする。

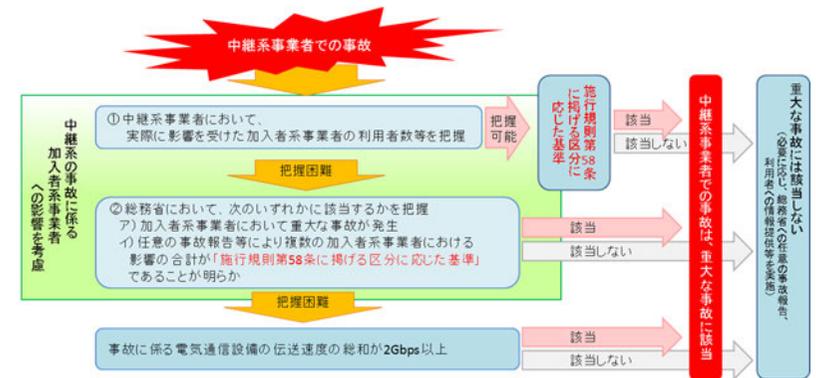


図4 中継系事業者の事故に係る事象発生時の事故への該当性に関する判断について

(6) 継続時間

「役務の提供の停止」又は「品質の低下」した時間の算定については、以下のとおりとする。

- ① 原則として連続した時間とする。
- ② 「役務の提供の停止」又は「品質の低下」の基準に達してから、当該基準を下回るまでの時間とする。

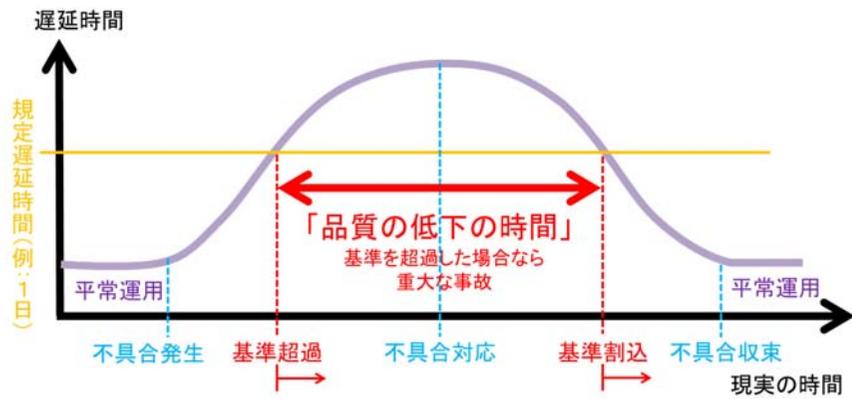


図5 継続時間の考え方（電子メールサービスの「品質の低下」の場合）

なお、他の事業者の電気通信設備の故障により「役務の全部又は一部の提供を停止」又は「品質を低下」させた事故の場合には、「役務の全部又は一部の提供を停止」又は「品質を低下」させた事業者ごとに継続時間を算定[※]するものとする。

※(5)の④に倣い、中継系事業者と加入者系事業者で連携して算定すること。

(7) 施行規則第58条に掲げる電気通信役務の区分

事故がどの区分に該当するかは、施行規則の定めに基づき判断するものとする。参考として、施行規則様式第4に掲げる電気通信役務の種類と各区分を例示する(表6)。ただし、内容如何によっては、別の判断となる場合もあり得るため、不明の場合は総務省へ問い合わせること。

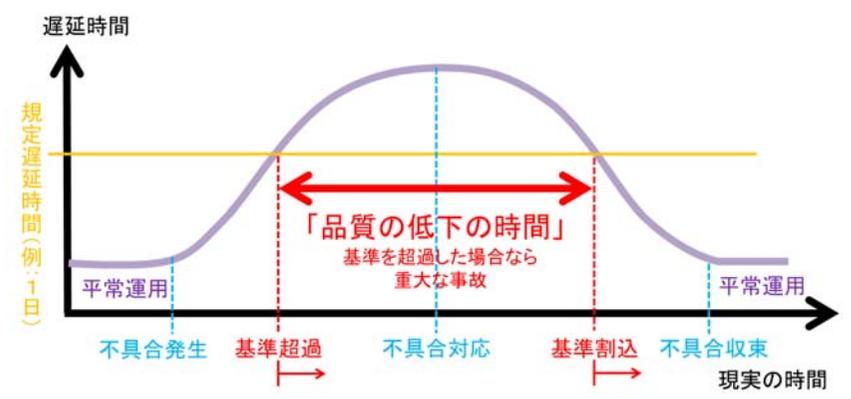


図5 継続時間の考え方（電子メールサービスの「品質の低下」の場合）

なお、他の事業者の電気通信設備の故障により「役務の全部又は一部の提供を停止」又は「品質を低下」させた事故の場合には、「役務の全部又は一部の提供を停止」又は「品質を低下」させた事業者ごとに継続時間を算定[※]するものとする。

※(5)の③に倣い、中継系事業者と加入者系事業者で連携して算定すること。

(7) 施行規則第58条に掲げる電気通信役務の区分

事故がどの区分に該当するかは、施行規則の定めに基づき判断するものとする。参考として、施行規則様式第4に掲げる電気通信役務の種類と各区分を例示する(表6)。ただし、内容如何によっては、別の判断となる場合もあり得るため、不明の場合は総務省へ問い合わせること。

なお、重大な事故報告（様式第 50 の 3）の「事故の全体概要」欄には、本区分から該当するものを記載するものとする。

表 6 施行規則第 58 条に掲げる電気通信役務の区分の例※¹

電気通信役務の区分	役務表に掲げる電気通信役務の種類	
1 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務（※2）	1 加入電話 2 総合デジタル通信サービス（本区分に関連するもの） 5 公衆電話 6 携帯電話 7 PHS 8 IP 電話（0AB～J IP 電話）	10 FMC サービス 25 専用役務（本区分に該当するもの） <u>27</u> 1～ <u>26</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの） <u>29</u> 仮想移動電気通信サービス（本区分に関連するもの） <u>32</u> 1～ <u>31</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務（※3）	3 中継電話（国際電話等以外） 4 国際電話等 8 IP 電話（050-IP 電話等）	<u>27</u> 1～ <u>26</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの） <u>29</u> 仮想移動電気通信サービス（本区

なお、重大な事故報告（様式第 50 の 3）の「事故の全体概要」欄には、本区分から該当するものを記載するものとする。

表 6 施行規則第 58 条に掲げる電気通信役務の区分の例※¹

電気通信役務の区分	役務表に掲げる電気通信役務の種類	
1 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務（※2）	1 加入電話 2 総合デジタル通信サービス（本区分に関連するもの） 5 公衆電話 6 携帯電話 7 PHS 8 IP 電話（0AB～J IP 電話）	10 FMC サービス 25 専用役務（本区分に該当するもの） <u>26</u> 1～ <u>25</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの） <u>28</u> 仮想移動電気通信サービス（本区分に関連するもの） <u>30</u> 1～ <u>29</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務（※3）	3 中継電話（国際電話等以外） 4 国際電話等 8 IP 電話（050-IP 電話等）	<u>26</u> 1～ <u>25</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの） <u>28</u> 仮想移動電気通信サービス（本区

	25 専用役務（本区分に該当するもの）	分に関連するもの <u>32</u> 1～ <u>31</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）		25 専用役務（本区分に該当するもの）	分に関連するもの <u>30</u> 1～ <u>29</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）	
	<u>三</u> <u>電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス</u>	<u>26</u> LPWA サービス				
	<u>四</u> 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（ <u>一の項から三の項までに掲げる電気通信役務</u> を除く）（※4）	<u>28</u> インターネット関連サービス（無料）（※4） <u>27</u> 1～ <u>26</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの）	<u>32</u> 1～ <u>31</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）	<u>三</u> 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（ <u>音声伝送役務</u> を除く）（※4）	<u>27</u> インターネット関連サービス（無料）（※4） <u>26</u> 1～ <u>25</u> の電気通信役務を利用した付加価値サービス（本区分に関するもの）	<u>30</u> 1～ <u>29</u> 以外の電気通信役務（本区分に関連するもの）

<p>五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務</p>	<p>2 総合デジタル通信サービス (本区分に関連するもの)</p> <p>11 インターネット接続サービス</p> <p>12 FTTH アクセスサービス</p> <p>13 DSL アクセスサービス</p> <p>14 FWA アクセスサービス</p> <p>15 CATV アクセスサービス</p> <p>16 携帯・PHS アクセスサービス</p> <p>17 三・九世代携帯電話アクセスサービス</p> <p>18 フレームリレーサービス</p> <p>19 ATM 交換サービス</p> <p>20 公衆無線 LAN アクセスサービス</p>	<p>21 BWA アクセスサービス</p> <p>22 IP-VPN サービス</p> <p>23 広域イーサネットサービス</p> <p>25 専用役務 (本区分に該当するもの)</p> <p>27 1～26の電気通信役務を利用した付加価値サービス (本区分に関するもの)</p> <p>28 インターネット関連サービス (有料) (※5)</p> <p>29 仮想移動電気通信サービス (本区分に関連するもの)</p> <p>31 電報</p> <p>32 1～31以外の電気通信役務 (本区分に関連するもの)</p>	<p>四 一の項から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務</p>	<p>2 総合デジタル通信サービス (本区分に関連するもの)</p> <p>11 インターネット接続サービス</p> <p>12 FTTH アクセスサービス</p> <p>13 DSL アクセスサービス</p> <p>14 FWA アクセスサービス</p> <p>15 CATV アクセスサービス</p> <p>16 携帯・PHS アクセスサービス</p> <p>17 三・九世代携帯電話アクセスサービス</p> <p>18 フレームリレーサービス</p> <p>19 ATM 交換サービス</p> <p>20 公衆無線 LAN アクセスサービス</p>	<p>21 BWA アクセスサービス</p> <p>22 IP-VPN サービス</p> <p>23 広域イーサネットサービス</p> <p>25 専用役務 (本区分に該当するもの)</p> <p>26 1～25の電気通信役務を利用した付加価値サービス (本区分に関するもの)</p> <p>27 インターネット関連サービス (有料) (※5)</p> <p>28 仮想移動電気通信サービス (本区分に関連するもの)</p> <p>29 電報</p> <p>30 1～29以外の電気通信役務 (本区分に関連するもの)</p>
<p>2 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通</p>	<p>9 衛星移動通信サービス</p> <p>24 衛星アクセスサービス</p>	<p>※その他の役務であっても海底ケーブルの障害を受けたもの</p>	<p>2 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通</p>	<p>9 衛星移動通信サービス</p> <p>24 衛星アクセスサービス</p>	<p>※その他の役務であっても海底ケーブルの障害を受けたもの</p>

信の疎通が
二時間以上
不能となる
事故

- ※1 電気通信役務の番号が見直されることがある。このときは適宜読み替えること。
- ※2 例：アナログ電話、3G 又は VoLTE 専用携帯電話の事故、VoLTE では緊急通報を提供していないが同一端末の 3G 回線で緊急通報を提供している携帯電話において 3G 回線での緊急通報が不可となる事故は、この区分とする。
- ※3 例：IP 電話の事故、コミュニケーションアプリの事故、VoLTE では緊急通報を提供していないが同一端末の 3G 回線で緊急通報を提供する場合の VoLTE の事故は、この区分とする。
- ※4 例：フリーメール、無料の SNS（携帯電話又は固定ブロードバンドサービスを契約している利用者に対し、サービスの対価として料金の徴収を行うことなく、インターネット上のアプリケーション等を通じて提供されるもの）が想定される。
- ※5 IP 電話を除く。

(8) 重要な電気通信設備

重要な電気通信設備とは、衛星、海底ケーブルその他これに準ずるものをいう。衛星及び海底ケーブルは、国内通信及び国際通信のいずれに係るものも含まれる。

(9) 全ての通信の疎通が 2 時間以上不能

以下の事故については、「全ての通信の疎通の不能」には該当しない。

ア 衛星の一部のトランスポンダ（中継器）の故障等

信の疎通が
二時間以上
不能となる
事故

- ※1 電気通信役務の番号が見直されることがある。このときは適宜読み替えること。
- ※2 例：アナログ電話、3G 又は VoLTE 専用携帯電話の事故、VoLTE では緊急通報を提供していないが同一端末の 3G 回線で緊急通報を提供している携帯電話において 3G 回線での緊急通報が不可となる事故は、この区分とする。
- ※3 例：IP 電話の事故、コミュニケーションアプリの事故、VoLTE では緊急通報を提供していないが同一端末の 3G 回線で緊急通報を提供する場合の VoLTE の事故は、この区分とする。
- ※4 例：フリーメール、無料の SNS（携帯電話又は固定ブロードバンドサービスを契約している利用者に対し、サービスの対価として料金の徴収を行うことなく、インターネット上のアプリケーション等を通じて提供されるもの）が想定される。
- ※5 IP 電話を除く。

(8) 重要な電気通信設備

重要な電気通信設備とは、衛星、海底ケーブルその他これに準ずるものをいう。衛星及び海底ケーブルは、国内通信及び国際通信のいずれに係るものも含まれる。

(9) 全ての通信の疎通が 2 時間以上不能

以下の事故については、「全ての通信の疎通の不能」には該当しない。

ア 衛星の一部のトランスポンダ（中継器）の故障等

イ 海底ケーブルの陸揚げ地と一部の対陸揚げ地との間の通信断

1.2 重大な事故報告（施行規則様式第 50 の 3）の記載例

表 7 重大な事故報告（施行規則様式第 50 の 3）の記載例
（略）

2 四半期ごとの報告を要する事故

2.1 四半期報告に関する法令等

四半期ごとの報告を要する事故に関する法令等は以下のとおり。

○ 法

（報告及び検査）

第 166 条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

○ 報告規則

（略）

○ 平成 [22](#) 年総務省告示第 [136](#) 号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）

（以下略）

イ 海底ケーブルの陸揚げ地と一部の対陸揚げ地との間の通信断

1.2 重大な事故報告（施行規則様式第 50 の 3）の記載例

表 7 重大な事故報告（施行規則様式第 50 の 3）の記載例
（略）

2 四半期ごとの報告を要する事故

2.1 四半期報告に関する法令等

四半期ごとの報告を要する事故に関する法令等は以下のとおり。

○ 法

（報告及び検査）

第 166 条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

○ 報告規則

（略）

○ 平成 [16](#) 年総務省告示第 [248](#) 号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）

（以下略）